

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成30年5月24日(2018.5.24)

【公表番号】特表2017-514277(P2017-514277A)

【公表日】平成29年6月1日(2017.6.1)

【年通号数】公開・登録公報2017-020

【出願番号】特願2016-563182(P2016-563182)

【国際特許分類】

F 2 1 V	29/503	(2015.01)
F 2 1 K	9/232	(2016.01)
F 2 1 V	29/70	(2015.01)
F 2 1 S	8/02	(2006.01)
F 2 1 Y	115/10	(2016.01)

【F I】

F 2 1 V	29/503	1 0 0
F 2 1 K	9/232	1 0 0
F 2 1 V	29/70	
F 2 1 S	8/02	4 0 0
F 2 1 Y	115/10	

【手続補正書】

【提出日】平成30年4月5日(2018.4.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

中央開口部の境界を定める環状表面部であって、複数の固体照明素子を担持する環状表面部を含む環状部を持つヒートシンクと、

前記ヒートシンクと協働する球根状部材であって、前記固体照明素子の反対側の第1表面部、及び前記第1表面部から前記中央開口部を通って延在する第2表面部を持つ球根状部材とを有する照明装置であって、

前記球根状部材が、前記複数の固体照明素子によって発せられる光のための光ガイド部材として用いられ、

前記球根状部材が、前記環状表面部上の個々の固体照明素子の幅の20乃至50%の範囲内の壁厚を持つ照明装置。

【請求項2】

前記環状部が、前記環状表面部から前記球根状部材の前記第1表面部の方へ延在するリムを更に有する請求項1に記載の照明装置。

【請求項3】

前記固体照明素子が、環状担体に取り付けられ、前記環状担体が、前記環状表面部によって支持される請求項1又は2に記載の照明装置。

【請求項4】

前記球根状部材が、前記第1表面部を含む接合部によって先細環状部に接続される球根状部を有し、前記先細環状部が、前記第2表面部を有し、前記中央開口部を通って前記ヒートシンク内へ延在する請求項3に記載の照明装置。

【請求項5】

前記球根状部材が、内面部に、前記照明装置の光軸上に中心がある反射コーティングを有する請求項1乃至4のいずれか一項に記載の照明装置。

【請求項6】

前記コーティングがTiO<sub>2</sub>を有する請求項5に記載の照明装置。

【請求項7】

前記コーティングが、前記内面部の円形セクションを被覆し、前記球根状部材が、最大直径を持ち、前記円形セクションが、前記最大直径の25乃至50%の範囲内の直径を持つ請求項5又は6に記載の照明装置。

【請求項8】

前記球根状部材が、透明又は半透明である請求項1乃至7のいずれか一項に記載の照明装置。

【請求項9】

前記球根状部材が、ガラス又はポリマで作成される請求項1乃至8のいずれか一項に記載の照明装置。

【請求項10】

前記ポリマが、ポリカーボネート、ポリエチレンテレフタレート及びポリ(メチルメタクリレート)から選択される請求項9に記載の照明装置。

【請求項11】

取り付け具を更に有し、前記ヒートシンクが、

前記取り付け具と係合する他の部分と、

前記環状部から前記他の部分まで延在する複数のフィンとを更に有し、前記複数のフィンが、前記フィンの間の複数の光出射窓を規定するように間隔をおいて配置される請求項1乃至10のいずれか一項に記載の照明装置。

【請求項12】

前記固体照明素子が発光ダイオードである請求項1乃至11のいずれか一項に記載の照明装置。

【請求項13】

前記照明装置が電球である請求項1乃至12のいずれか一項に記載の照明装置。

【請求項14】

請求項1乃至13のいずれか一項に記載の照明装置を有する照明器具。